

(資料3)

衛星画像の共同調達・活用支援業務委託
企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、衛星画像の共同調達・活用支援業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の審査に関する必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

審査会を開催し、提出された企画提案書、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき審査する。

3 審査会及び審査員

(1) 審査会は、次の者をもって構成する。

- ① 審査員長 税務課長
- ② 審査員 税務課長が指名する者

(2) 審査会は、審査員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(3) 審査会は非公開とする。

4 審査評価方法

(1) 評価項目、評価の観点及び配点は、(資料4) 企画提案競技評価表を用いる。

(2) 評価項目ごとに、5段階で評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。

(3) 「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」の評価項目については、(2)によらず、別記により評価点を与える。

(4) 共同企業体(JV)が提案を行う場合は、参加企業の「賃金水準の向上」及び「女性の確約推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数(小数点以下第3位を四捨五入)により評価点を与える。

4 評価基準

委託業務が円滑に遂行できると考えられる場合を「普通」とし、委託業務が円滑に遂行できる上、優れた成果が期待できると考えられる場合を「優れている」、委託業務が円滑に遂行できないおそれがある場合を「劣っている」とする。

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通である
2	やや劣っている
1	劣っている

5 委託候補者の選定

(1) 各審査員の評点を合計し、最も評価の高い企画提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、合計点が満点の6割に満たない場合には、委託候補者を選定しない場合がある。

(2) 合計点が最も高い者が複数いた場合は、審査員の合議により受託候補者を選定する。

(別記)

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び
「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準**

評価項目	設定区分例		配点例		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等 受給者一人当たりの平均 給与額又は役員を除く従 業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額の対 前年増加率	1.50%以上	2	最大 5	
		2.00%以上	3		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築 宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の 策定・届出	従業員数100人以 下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企 業認定 ※1			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍・両立支援企業表彰※3		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰※3			
子ども・子育て支援知事表彰※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。